



# 宮 崎 県 公 報

平成20年10月10日（金曜日）号外 第 54 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 条 例

- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（行政経営課） 2
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………（ ” ） 5
- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条

- 例……………（財政課） 8
- 宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 10
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………（衛生管理課） 12
- 宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例……………（農村計画課） 12
- 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁） 13
- 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（警察本部） 15

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する事務のうち、医療法に基づく病院等の情報の報告の受理等について宮崎市に移譲するため、また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第29号）

#### 1 制定の理由及び主な内容

新公益法人制度について定めた一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が平成20年12月1日に施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うこととしました。

#### 2 施行期日等

この条例は、平成20年12月1日から施行することとしました。

なお、この条例の施行に伴う所要の経過措置を定めました。

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第30号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

保健師助産師看護師法の改正に伴う准看護師再教育研修等に係る手数料の新設等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第31号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。また、公布の日から施行する部分は、平成20年10月1日から適用することとしました。

なお、法人事業税に係る事業年度の開始時期等について経過措置を定めました。

### ◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第32号）

## 1 改正の理由及び主な内容

食品等による健康被害及び食品衛生法違反に関する情報を迅速に収集する体制を整備するため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例（条例第33号）

## 1 改正の理由及び主な内容

独立行政法人緑資源機構が解散し、その業務を独立行政法人森林総合研究所が承継することに伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

## 1 改正の理由及び主な内容

県立日南振徳高等学校の新設並びに県立日南工業高等学校、県立日南農林高等学校及び県立日南振徳商業高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。ただし、県立日南振徳高等学校を追加する部分は、平成21年1月1日から施行することとしました。

## ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

## 1 改正の理由及び主な内容

電磁的方法による記録が行われた運転免許証の交付が開始されることに伴い、関係する手数料の額を変更することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成21年1月4日から施行することとしました。

**条 例**

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第二十八号****宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

第一条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮崎県条例第四十号）

の一部を次のように改正する。

別表十の項中28を29とし、同項27中「就任」を「就職」に改め、同項中27を28とし、26を27とし、25を26とし、23及び24を削り、22を25とし、21を24とし、同項20中「第五十一条第一項の規定による決算」を「第五十二条第一項の規定による事業報告書等及び監査報告書」に改め、同項中20を23とし、19を22とし、18を21とし、17を20とし、16を

19とし、15を18とし、14を17とし、13を16とし、12を15とし、11を14とし、同項10中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改め、同項中10を13とし、9を12とし、8を11とし、7を10とし、6を9とし、5を8とし、4を7とし、3を6とし、2を5とし、5の前に次のように加える。

2 第六条の三第二項の規定による病院等の情報の報告の受理 に 関 する こ と。	
3 第六条の三第二項の規定による病院等の情報の変更の報告 の 受 理 に 関 する こ と。	
4 第六条の三第六項の規定による報告の徴収又は是正命令に 関 する こ と。	

別表十の項の次に次のように加える。

十の二 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 平 成 十 八 年 法 律 第 八 十 四 号 ) 附 則 第 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る こ と と さ れ る 同 法 に よ る 改 正 前 の 医 療 法 に よ る 医 療 法 人 に 関 す る 次 の 事 務	宮 崎 市
1 第五十六条第二項の規定による残余財産の処分認可の申請 の 受 理 に 関 する こ と。	
2 第五十六条第三項の規定による財産の帰属認可の申請の受 理 に 関 する こ と。	

別表十一の項1中「第三条の二」を「第三条の三」に改め、同項7中「第五条の八」を「第五条の十二」に改め、同項中7を8とし、同項6中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同項中6を7とし、7の前に次のように加える。

6 第五条の五の規定による社会医療法人に係る認定の申請の 受 理 に 関 する こ と。	
---	--

第二条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表一の九の項中11及び12を削り、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9と

し、6を8とし、5を7とし、7の前に次のように加える。

5 第十七条の三の規定による選任に関すること。

6 第十七条の四の規定による選任に関すること。

別表一の九の項中17及び18を削り、16を18とし、18の前に次のように加える。

17 第三十二条の三の規定による届出の受理に関すること。

別表一の九の項中15を16とし、16の前に次のように加える。

15 第三十一条の八の規定による届出の受理に関すること。

別表六の五の項中23を削り、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第九十九条の十の規定による届出の受理に関すること。

別表十の項中26を削り、同項25中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同項中25を26とし、同項24中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同項中24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、21の前に次のように加える。

20 第四十六条の四第六項の規定による特別代理人の選任の請求の受理に関すること。

別表十の項中27を削り、同項28中「第六十八条において準用する民法第七十七条第二項」を「第五十六条の六」に改め、同項中28を27とし、同項29中「第六十八条において準用する民法第八十三条」を「第五十六条の十一」に改め、同項中29を28とし、28の次に次のように加える。

29 第五十七条第四項の規定による合併認可の申請の受理に関すること。

別表十九の四の項中42を削り、同項41中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」

に改め、同項中41を42とし、同項40中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に改め、同項中40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33を34とし、32を33とし、31を32とし、30を31とし、29を30とし、28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第七十一条の二の規定による届出の受理に関すること。

別表十九の四の項76中「13、33」を「14、34」に改める。

#### 附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年十二月一日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第二十九号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宮崎県立自然公園条例の一部改正)

第一条 宮崎県立自然公園条例(昭和三十六年宮崎県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第二条 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮崎県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四十条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十七条第二項」を「第三十一条の八」に改める。

第五条中「第四十条において準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改める。

第七条第一項第一号及び第二号中「第十四条において準用する民法第五十一条第一項並びに法」を「第十四条、」に改める。

（河川法に基づき流水占用料等徴収条例及び宮崎県砂防指定地管理条例の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「公益法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に改める。

一 河川法に基づき流水占用料等徴収条例（平成十二年宮崎県条例第三十号）第五条第一項第二号

一 宮崎県砂防指定地管理条例（平成十五年宮崎県条例第二十号）第十一条第二号

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第四条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮崎県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第二条第一項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同項第二号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の

地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年宮崎県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「公益法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(河川法に基づき流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正後の河川法に基づき流水占用料等徴収条例第五条第一項第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人(以下「特例社団法人又は特例財団法人」という。)を含むものとする。

(宮崎県砂防指定地管理条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第三条の規定による改正後の宮崎県砂防指定地管理条例第十一条第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(宮崎県職員定数条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 宮崎県職員定数条例(昭和二十四年宮崎県条例第二十七号)第二条第二項第五号

二 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第四十四号)第七条の四第七項

三 地方警察職員の定員に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第十八号)第二条第二項第四号



四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年宮崎県条例第四十七号）第四条第五号

五 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年宮崎県条例第二十二号）附則第十九項

六 宮崎県教育関係職員定数条例（昭和五十七年宮崎県条例第二十四号）第三条第二項第五号

---

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第三十号

#### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第百二十八号の次に次の四号を加える。

百二十八の二 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定に基づき准看護師再教育研修の実施 准看護師再教育研修手数料

百二十八の三 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定に基づき准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査 准看護師再教育研修修了登録申請手数料

百二十八の四 保健師助産師看護師法第十六条の規定に基づき准看護師の再教育研修修了登録証の書換え交付 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料

百二十八の五 保健師助産師看護師法第十六条の規定に基づき准看護師の再教育研修修了登録証の再交付 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料

第三条第一項第三百九十一号中「若しくは第十五条」を「、第十五条若しくは第十五条の二」に改める。



別表第二の百二十八の項の次に次のように加える。

百二十八 の二 准 看護師 再教育	保健師助産師看護師法第 十四条第二項第一号に規 定する処分を受けた者に 係る研修	一件につき	四万五千元	
研修手 数料	保健師助産師看護師法第 十四条第二項第二号又は 第三号に規定する処分を 受けた者に係る研修	一件につき	七万五千元	
百二十八 の三 准 看護師 再教育 研修修 了登録 申請手 数料		一件につき	五千六百元	
百二十八 の四 准 看護師 再教育 研修修 了登録 証書換 え交付 手数料		一件につき	三千四百元	

百二十八 の五 准 看護師 再教育 研修修 了登録 証再交 付手数 料		一件につき	四千五百円	
---	--	-------	-------	--

別表第二の三百九十一の項中「及び移動広告」を「移動広告及び乗合自動車広告」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十一号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和二十九年宮崎県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第一号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第三十二条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」を「百分の一・五」に、「百分の五・五」を「百分の二・二」に、「百分の七・二」を「百分の二・九」に改め、同項第二号の表中「百分の五」を「百分の二・七」に、「百分の六・六」を「百分の三・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五」を「百分の二・七」に、「百分の七・三」を「百分の四」に、「百分の九・六」を「百分の五・三」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の〇・七」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」を「百分の二・九」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の三・六」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の五・三」に改める。

附則第二十八項中「百分の六・六」を「百分の三・六」に、「百分の七・九」を「百分の四・三」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十二条及び附則第二十八項の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

##### (県民税に関する経過措置)

- 3 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第二号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成二十年度分までの法人の県民税均等割については、なお従前の例による。

##### (事業税に関する経過措置)

- 4 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十年十月一日以後に開始

する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

---

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第三十二号

### 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年宮崎県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 営業者は、製造し、加工し、又は輸入した食品等について、消費者から健康被害（医師から当該食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたものをいう。）の申出があったとき又は食品衛生法に違反することが判明したときは、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する保健所の長に報告すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第三十三号**

**宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例**

宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例（昭和六十年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例**

第一条中「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第八条第二項」を「独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第十一条第三項」に改める。

第二条中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人緑資源機構」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第三十四号**

**教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例**

教育関係の公の施設に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

**別表第一中**

県立西都商業高等学校

西都市大字調殿八八〇番地

を  
に、  
を  
に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中

県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫六六四番地の二
県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫六六四番地の二
県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷四一〇番地

県立日南工業高等学校	日南市大字板敷四一〇番地
県立門川高等学校	東臼杵郡門川町大字門川尾末二、六八〇番地
県立飯野高等学校	えびの市大字原田三、〇六八番地
県立日南農林高等学校	南那珂郡南郷町大字中村字山ノ神甲三、五二八番 二
県立延岡青明高等学校	延岡市平原町二丁目二、六一八番の二
県立日南振徳商業高等学校	日南市大字殿所二、〇六四番地
県立宮崎西高等学校	宮崎市大塚町三、九七五番地の二

県立西都商業高等学校	西都市大字調殿八八〇番地
県立門川高等学校	東臼杵郡門川町大字門川尾末二、六八〇番地
県立飯野高等学校	えびの市大字原田三、〇六八番地
県立延岡青明高等学校	延岡市平原町二丁目二、六一八番の二
県立宮崎西高等学校	宮崎市大塚町三、九七五番地の二

県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫六六四番地の二
県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫六六四番地の二
県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷四一〇番地

に改める部分は、平成二十一年一月一日から施行する。

---

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県条例第三十五号

#### 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五十八の項中「千六百五十円」を「二千円」に改め、同表の五十九の項中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表の六十五の項中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。